

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県美術作品取得基金条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十八号）（生涯学習文化財課）

一 趣旨

埼玉県美術作品取得基金の一部を処分することができるように規定の整備を行うための改正

二 内容

一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、基金の目的を妨げない範囲内において、基金に属する現金の一部を処分することができるものとする。

三 施行期日

平成二十九年四月一日